

専攻科支援金申請書と個人番号（マイナンバー）の提出について

下記および別紙の注意事項を参考に、「専攻科授業料支援金」（以下、専攻科支援金と表記）について、下記および別紙の注意事項を参考に、指定期日に提出して下さい。

- ※ 必要事項をすべて記入し必要な書類を貼付（あるいは添付）して提出。
- ※ 同封の「大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金について」の記入上の注意もよく読んで記入。
- ※ 会社勤めでない方で、配偶者の扶養控除を受けていない場合、ご自身で住民税の申告をしている必要があります。住民税の申告ができていないかわからない方は、市役所等の住民税担当窓口にお問い合わせを確認して下さい。収入がない方も同窓口で「授業料の申請を受けるためにいわゆる『ゼロ申告』が必要です」と申し出て申告して下さい。

◆ この封筒に入れて持参提出するもの

- 生活保護を受けている世帯 → 用紙「ウ」と「生活保護受給者証」（コピー不可）
 - ※ 生活保護受給世帯はマイナンバーの提出は不要
 - ※ 2021年1月2日以降に生活保護の受給を開始した世帯は、令和3年度課税証明書の添付が必要
- 申請しない人（国からの専攻科支援金を受け取らない人） → 用紙「ア」のみ
 - ※ 用紙「ア」の「専攻科授業料の受給資格の認定を申請しません」に✓して、生徒の氏名のみ記載（他は空白可）
- 上記以外の世帯 → 用紙「ア」と用紙「イ」
 - ※ マイナンバーカードの裏面のコピーを、用紙「イ」の用紙に全面のり付け
 - ※ マイナンバーカードがない方は、用紙「イ」に記入の上、「個人番号記載の住民票」を提出
 - ・ 父母の個人番号のみが必要で生徒やその他家族の個人番号は不要
 - ※ マイナンバー通知カードは「イ」裏面の条件を満たす場合以外は代用不可

◆ 提出日と提出方法

- 2022年4月27日（水） 〆切（厳守）
- この書類が入っていた「提出用封筒」に入れて本校事務室に直接持参して事務室提出用ボックスに投函。
- 不備がある場合は事務室から連絡します。ゴールデンウィーク明け数日で不備を修正し再提出する必要があります。

◆ その他注意事項

- 下記のいずれかに当てはまる方は〔0721-26-7736 会計課直通〕まで事前に電話連絡して
下さい。
 - ・ 今は生活保護を受けていないが2021年1月1日現在に生活保護を受けていた世帯
 - ・ マイナンバー制度における「不開示措置」をとっている世帯
 - ・ 「生計維持者」がいない生徒
- 期日までに提出できない場合、受給要件を満たしていても専攻科支援金を受給できず、授業料等について全額自己負担となる場合があります。ご注意ください。
- 生活保護受給世帯以外で、生計維持者の個人番号（マイナンバー）を提出できない事情がある人は本校会計課（0721-26-7736）までご連絡下さい。
- 「マイナンバー通知カード」は原則使用不可となっておりますが、大阪府が定めている条件が整っている場合に限り提出することができます。詳しくは用紙「イ」の裏面の注意事項をご覧ください。
- 個人番号カード等の紛失や再発行等については「総務省 マイナンバー総合フリーダイヤル」(0120-95-0178)にお問合せ下さい。
- 今後、下記の事情変更が生じた場合は速やかに事務室まで届け出てください。
 - ・ 所得の修正申告や税額の更正決定などがあった場合
 - ・ 離婚・死別・養子縁組等による保護者等の変更があった場合
 - ・ 生活保護法に基づく保護を受けることになった場合
 - ・ 生活保護法に基づく保護が停止された場合
 - ・ 転居した場合
- 申請書に保護者ではなく「生計維持者」の記載がありますが、2022年4月1日より成人年齢引き下げに伴い、生徒の保護者ではなく「生計維持者」として取り扱うこととなりました。「生計維持者」とは別紙の「大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金について」の書類に記載の通りですが、下記のような場合など、判断に注意が必要な場合があります。特別な事情がある場合は、高校事務室会計課へご連絡ください。

（例）父母は離婚し、学生本人は父とその再婚相手と生活しており、養子縁組は行っていない場合。「生計維持者」は父とその配偶者（義母）となります。

ご不明な点があれば下記へお問合せ下さい
事務室会計課 直通：0721-26-7736
平日 8:30～16:30